

自動車リサイクル法の概要

1 正式名称

使用済自動車の再資源化等に関する法律
(平成14年7月公布 平成17年1月本格施行)

2 自動車リサイクルの新たなルール

国内で年間約400万台排出される使用済自動車は、有用な部品等を含み資源としての価値が高いため、従来から解体業者などを通じてリサイクル処理がなされてきました。

しかし、産業廃棄物の最終処分場の逼迫からシェレッダーダストを低減する必要性の高まりとともに、最終処分費の高騰や鉄スクラップ価格の不安定な変動から、従来のリサイクルシステムは機能不全に陥りつつあり、不適正処理の懸念が生じております。

このため、新たな使用済自動車のリサイクルルートとして自動車リサイクル法が制定されました。

3 対象自動車

平成17年1月1日以降新たに引取業者に引き渡された全ての自動車（次に掲げるものを除く）が対象となります。トラック・バスなどの大型車、特殊自動車、ナンバープレートの付いていない構内車を含みます。

〈対象外となる自動車〉

- ・被けん引車
- ・二輪車（原動機付自転車、側車付のものを含む）
- ・大型特殊自動車、小型特殊自動車
- ・その他政省令で定めるもの（農業機械、林業機械、スノーモービル、自衛隊の装甲車、公道を走らないレース用自動車、公道を走らない自動車製造業者等の試験・研究用途車、ホイール式高所作業車無人搬送車）

4 リサイクル料金の支払（前払い方式を採用）

法施行後（平成17年1月1日以降）、新たに販売される自動車	新車購入時に預託
施行時の既販車のうち、車検・中古新規登録を受ける自動車	施行後最初の車検等を受けるときに預託
施行時の既販車のうち、車検等を受けずに使用済みとなる自動車（構内車、後付装備分を含む）	使用済自動車として引取業者に引き渡すときに預託

5 関係者の主な役割

関 係 者	役 割
自動車所有者	<ul style="list-style-type: none">・“フロン類” “エアバッグ類” “シュレッダーダスト” のリサイクル等に必要なリサイクル料金を負担する。・最終所有者は引取業者に使用済自動車を引き渡す。
引取業者 【登録】	<ul style="list-style-type: none">・最終所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者又は解体業者に引き渡す。
フロン類回収業者 【登録】	<ul style="list-style-type: none">・フロン類を適正に回収し、自動車メーカー等へ引き渡す。
解体業者 【許可】	<ul style="list-style-type: none">・使用済自動車の解体を再資源化基準に従って適正に行う。・エアバッグ類を回収し、自動車メーカー等へ引き渡す。
破碎業者 【許可】	<ul style="list-style-type: none">・シュレッダーダストを自動車メーカー等へ引き渡す。
自動車メーカー・輸入業者	<ul style="list-style-type: none">・“フロン類” “エアバッグ類” “シュレッダーダスト” を引き取り、リサイクル（フロン類は破壊）を実施

6 電子マニフェスト（移動報告）制度の導入

各関連事業者が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際に、一定期間内にその旨を情報管理センター（自動車リサイクル促進センター）へ原則パソコンで報告する制度が導入されています。